

こども相談

管轄区域

6市 奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市

7町 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町

3村 山添村、曾爾村、御杖村

満18歳未満のお子さんの相談に応じています。

〔養護〕

親の病気、家出、死亡、離婚、出産等でこどもの面倒がみられない。

〔保護〕

低出生体重児、虚弱児など。

〔心身障害〕

知的障害、ことばのおくれ、からだの不自由など。

〔非行〕

盗み、家出、シンナー、怠学、性非行など。

〔育成〕

不登校（園）、内気、乱暴、遊べない、落ち着きがない、しつけなど。

〔里親〕

里親になりたいなど、里親に関すること。

●専門の職員が相談の内容をお聞きし、必要に応じて調査や検査等を行います。

●調査・検査に基づき、助言や通所指導、カウンセリング、必要に応じて一時保護や施設入所等を行います。

☆相談は予約を原則としています。前もって電話して下さい。

★相談日：月曜日～金曜日
（祝日及び年末、年始は休み）

★時間：午前9：00～午後5：00

こどもへの虐待等、緊急の相談や通報は、
休日・夜間にかかわらず、**24時間**受け付けています。
休日・夜間については、管轄地域にかかわらず、
中央こども家庭センター（児童相談）に連絡してください。

TEL : 0742-26-3788